

株 主 各 位

大阪府堺市中区見野山158番地

株式会社 **X-PARTS**

代表取締役社長 吉 川 明

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月8日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月9日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第57期（平成28年3月16日から平成29年3月15日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（平成28年3月16日から平成29年3月15日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する特別功労金支給の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項について、修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.supertool.co.jp/>)に掲載させていただきますのでご了承ください。

第57期 事業報告

(平成28年3月16日から
平成29年3月15日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、生産性の向上を目的とした省力化投資の進展と海外市場の需要の底堅さを背景に、国内製造業では緩やかな回復基調が続きました。一方、資源価格の持ち直しにより新興国においては電力、交通などのインフラ事業が進み、米国経済も順調に推移しましたが、地政学的リスクや不良債権問題を抱える欧州では不透明な経済状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、金属製品事業について、生産リードタイムの改善と生産工程の最適化を図りながら、より魅力的な価値を備えた新製品を開発し、また、多くのユーザーニーズに応えるため東部物流センター（さいたま市）を開設するなど積極的な先行投資を行い、物流の効率化に努めてまいりました。

環境関連事業については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の改正、入札制度の開始を控えて、発電事業者はメガソーラーの新設には慎重な姿勢ですが、自家消費へ向かう条件が整うことから、創蓄連携だけでなく、総合的な提案の充実に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比25.3%減の8,086百万円（前連結会計年度は、10,830百万円）となりました。また利益面につきましては、販売・流通体制の強化と効率的な生産体制の推進及びコスト削減に努めましたが、東部物流センター開設の先行投資、原材料や商品の仕入価格の上昇による影響などにより、営業利益は前連結会計年度比13.9%減の787百万円（前連結会計年度は、914百万円）、経常利益は前連結会計年度比14.8%減の702百万円（前連結会計年度は、824百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比13.3%減の463百万円（前連結会計年度は、534百万円）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

〔金属製品事業〕

作業工具では、国内市場において、中核都市での市街地再開発やインフラ整備に資する受注が続くとともに、観光・宿泊施設の大規模リニューアル需要が高まっておりますが、慢性的な労働需給の逼迫により事業の進捗に遅れが見られました。一方、海外市場では、アジア新興国市場で積極的な開拓を進めましたが、韓国経済の低迷や、一部の地域では資源安の影響を受けた投資活動の停滞と不安定な為替の影響もあり、売上高は前年並みに推移いたしました。

産業機器では、防災・減災の取り組みが多く建設分野で進み、資材の運搬需要を捉えた吊りクランプ類の受注が順調に推移するとともに、老朽化設備の更新や補助金による工作機械の需要に伴い治工具類が堅調に推移しました。また、東部物流センター（さいたま市）内に治具ブロック製品の在庫スペースを確保し、当該製品の拡販に注力いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比0.1%増の5,108百万円（前連結会計年度は、5,104百万円）、セグメント利益は前連結会計年度比1.1%減の1,071百万円（前連結会計年度は、1,083百万円）となりました。

〔環境関連事業〕

事業用では、制度改正による厳しい事業環境のなか、系統接続の条件が恵まれた物件に最適な提案を行いながら、設置コストや運用面で利点がある水上設置型の施工を推進してまいりました。また、売電事業では、大阪府内にある3カ所の発電所が安定的に稼働し、収益の安定化に寄与いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比48.0%減の2,977百万円（前連結会計年度は、5,729百万円）、セグメント利益は前連結会計年度比53.8%減の88百万円（前連結会計年度は、191百万円）となりました。

事業別売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業	第56期 (前連結会計年度)		第57期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
金属製品事業	5,104	47.1%	5,108	63.2%
環境関連事業	5,729	52.9	2,977	36.8
消 去	△3	△0.0	—	—
合 計	10,830	100.0	8,086	100.0

- ② 設備投資の状況及び資金調達の状況
 当連結会計年度の設備投資は、主に金属製品事業における、多くのユーザーニーズに応えるため東部物流センター(さいたま市)を開設したことによる設備投資(投資額311百万円)であります。
 なお、設備投資資金は、自己資金及び銀行からの借入れにより賄いました。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
 該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
 該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
 該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	9,038	8,639	10,830	8,086
経 常 利 益 (百万円)	758	742	824	702
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	557	457	534	463
1株当たり当期純利益 (円)	68.96	43.97	51.46	44.63
総 資 産 (百万円)	11,133	11,530	11,447	12,038
純 資 産 (百万円)	7,031	7,372	7,808	8,199
1株当たり純資産額 (円)	676.17	709.00	751.05	788.71

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期)	第57期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	4,702	5,116	5,243	5,255
経 常 利 益 (百万円)	542	665	706	681
当期純利益 (百万円)	426	411	458	451
1株当たり当期純利益 (円)	52.76	39.62	44.07	43.39
総 資 産 (百万円)	10,372	10,577	10,965	11,146
純 資 産 (百万円)	6,854	7,138	7,512	7,878
1株当たり純資産額 (円)	659.18	686.59	722.59	757.82

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スーパーツールECO	99百万円	100.0%	太陽光パネル等の仕入、販売及び施工

4. 対処すべき課題

当社グループは、お客様第一に顧客満足度を高める方針のもと、さまざまな事業環境に対応し、ユーザー視点で製品の高付加価値化に取組み、また、省力化により、生産性を向上させるとともに中長期的に原価低減活動を行い、より安全で作業効率性の高い製品開発に傾注し、企業価値の向上に努力してまいります。

主要事業である金属製品事業につきましては、国内市場では、ＩＯＴ時代に対応した無線通信によるトルク管理や、国内最大のメモリ数、防滴機能など多彩な機能を備えたデジタルトルクレンチといった新製品など顧客ニーズに沿った魅力的な製品の企画開発力を強化するとともに、新規販路の開拓や製造コストの低減努力を継続して、収益基盤の強化を進めてまいります。また、再開発による都市機能の変化に対応して、需要に応じた製品を投入するため、技術力の向上と更なる迅速な供給体制の強化に取り組んでまいります。海外市場では、政情不安に端を発した韓国経済の低迷が依然として続いておりますが、韓国を含めたアジア諸国、資源国、経済新興国の再成長に伴って、日本製品の優位性を訴求した市場でのこ入れと製品の拡販および新規取引先の獲得活動を展開してまいります。

環境関連事業につきましては、大阪府河南町及び柏原市に設置した３カ所の発電所は順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しておりますが、環境関連事業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。この環境関連事業に加え、当社グループのさらなる発展のための新規事業にも取組む方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成29年3月15日現在）

事業区分	主要な製品・事業
金属製品事業	<レンチ、スパナ、プライヤ類> ラチェットレンチ、ギアレレンチ、モンキレンチ、ラチェットモンキー、トグルクランプ、L型クランプなど <配管工具類> スーパートング、パイプレンチ、チューブカッター、油圧式パイプベンダー、フレアリングツール、モーターレンチなど <プーラ類> ギャプーラ、ベアリングプーラ、セパレータ、スライドプーラ、油圧プーラ、ギャプーラオートグリップ型など <治工具類> 治具ブロック、精密バイス、真空チャック、クランピングツール、切削式・転造式ローレットホルダーなど <吊クランプ類> 鉄鋼用各種クランプ、コンクリート2次製品用各種クランプ、ハウジング用各種クランプなど <クレーン類> ジブクレーン、アームスライド式クレーン、門型クレーン、マルチクレーン、特殊クレーンなど <マグネット類> サニタリー用各種マグネットバーなど
環境関連事業	太陽電池モジュール・周辺機材の販売及び施工、売電事業

6. 主要な営業所及び工場（平成29年3月15日現在）

当 社	本社・工場	大阪（堺市）
	支 店	大阪（堺市）、東京、名古屋
	営業所	札幌、仙台、新潟、広島、福岡
	物流センター	埼玉
株式会社スーパーツールECO	本社・支店	本社（堺市）、東日本支店（東京）

7. 使用人の状況（平成29年3月15日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
108名	1名増

(注)1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員42名及びパートタイマーの期中平均人員42名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	2名増	40.4歳	15.3年

(注)1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員39名及びパートタイマーの期中平均人員41名を含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額（平成29年3月15日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	517百万円
株式会社商工組合中央金庫	361
株式会社池田泉州銀行	192
三菱UFJ信託銀行株式会社	40

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成29年3月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,405,480株（自己株式9,719株を含む。）
- (3) 株主数 2,768名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
濱中ナット販売株式会社	454千株	4.37%
水元 公仁	235	2.26
竈 利英	227	2.18
竈 圭人	190	1.83
吉川 明	178	1.71
株式会社池田泉州銀行	170	1.64
株式会社SBI証券	155	1.49
竈 志摩子	150	1.44
西村 香奈枝	138	1.33
松井 玲奈	133	1.29

（注）持株比率は、自己株式（9,719株）を控除して算出しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月15日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	吉 川 明	
常 務 取 締 役	木 村 章	営 業 本 部 長
常 務 取 締 役	平 野 量 夫	管 理 本 部 長 兼 社 長 室 長
取 締 役	中 村 滋	営 業 副 本 部 長
取 締 役	川 瀬 雅 照	製 造 部 長
監 査 役 (常 勤 監 査 役)	篠 畑 雅 光	
監 査 役	松 本 司	弁 護 士 事 務 所 代 表 社 員
監 査 役	田 中 豪	公 認 会 計 士 事 務 所 所 長

- (注) 1. 監査役松本 司、田中 豪の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役松本 司氏は弁護士及び弁理士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役田中 豪氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
平成28年6月3日開催の第56回定時株主総会において、川瀬雅照氏は取締役に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (-)	95 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (6)
合 計 (うち社外役員)	8 (2)	114 (6)

- (注) 平成19年6月7日開催の第47回定時株主総会において取締役の報酬を年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）、また、平成20年6月10日開催の第48回定時株主総会において監査役の報酬を年額50百万円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
社外監査役 松本 司	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当事業年度の監査役会17回の全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。
社外監査役 田中 豪	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当事業年度の監査役会17回の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

(3) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社の監査役のうち2名は社外の独立役員であり、経営監視機能の客観性及び公正性は確保されております。各監査役は、法令、会計及びコーポレート・ガバナンスに関して、財務及び会計あるいは企業法務に関する専門的な知識及び経験等を活かして、業務の適法性を監査しております。また、当社グループの事業の特殊性、独自性への見識を伴わず経営判断を行うことは、収益性の向上に関する監視機能、迅速な意思決定においてかえって支障を及ぼす可能性があります。

以上を勘案し、現時点ではコーポレート・ガバナンスのための機能として、社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 21百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたります。
- (2) コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (3) コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理します。
- (2) 経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化します。
- (2) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行います。
- (3) 取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。
- (4) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制としております。
- (2) 適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行うこととしております。
- (3) 当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、管理部門の従業員が必要に応じて監査役を補助することとします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。
- (2) 監査役より監査役を補助することを受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規則」の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

- (1) 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- (2) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- (3) 月の経営状況として重要な事項
- (4) 業績及び業績見込等重要の開示書類の内容
- (5) 重大な法令違反・定款違反
- (6) その他コンプライアンス上重要な事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、各業務担当取締役・執行役員に対し、監査上の重要項目についての意見交換を図るための会合の開催を要請できることとします。
- (2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を当事業年度において18回開催し、法令や定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、子会社の月次報告の業績について分析と評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- (2) 監査役は、当事業年度において監査役会を15回開催し、監査計画に基づいた監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等重要な会議への出席、会計監査人との情報交換により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) リスク管理を行う横断的な組織としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しており、社内外における情報を収集し、多様な観点からリスクの特定、分析、評価を行いました。
- (4) 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社及び当社の子会社の内部監査、決算財務統制の整備及び運用状況の評価を実施し、それぞれの検証評価結果を内部監査報告書として取締役会に対し報告を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況
総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。
- (5) 研修活動の状況
外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、株主構成等を総合的に判断して防衛策の導入を検討することとしております。現時点におきましては、現状の株主構成等を総合的に判断して防衛策は導入しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,940,948	流 動 負 債	1,601,574
現 金 及 び 預 金	2,585,315	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	634,826
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	917,999	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	314,112
商 品 及 び 製 品	1,286,760	未 払 金	237,986
仕 掛 品	848,897	未 払 法 人 税 等	203,361
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	219,074	賞 与 引 当 金	55,169
前 渡 金	8,040	そ の 他	156,118
繰 延 税 金 資 産	27,416	固 定 負 債	2,238,149
そ の 他	47,444	長 期 借 入 金	833,041
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,022,632
		繰 延 税 金 負 債	165,982
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	165,963
		そ の 他	50,529
固 定 資 産	6,097,977	負 債 合 計	3,839,724
有 形 固 定 資 産	5,647,921	純 資 産 の 部	
建 物 及 び 構 築 物	555,682	株 主 資 本	5,731,032
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	970,859	資 本 金	1,898,643
土 地	4,088,246	資 本 剰 余 金	836,249
建 設 仮 勘 定	3,839	利 益 剰 余 金	2,998,881
そ の 他	29,293	自 己 株 式	△2,742
無 形 固 定 資 産	11,863	その他の包括利益累計額	2,468,170
投 資 そ の 他 の 資 産	438,192	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	140,431
投 資 有 価 証 券	368,799	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,638
繰 延 税 金 資 産	16,827	土 地 再 評 価 差 額 金	2,317,100
そ の 他	52,565	純 資 産 合 計	8,199,202
資 産 合 計	12,038,926	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,038,926

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年3月16日から
平成29年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,086,059
売上原価		5,924,538
売上総利益		2,161,520
販売費及び一般管理費		1,374,180
営業利益		787,339
営業外収益		16,193
受取利息及び配当金	8,007	
投資事業組合運用益	2,423	
その他の	5,763	101,195
営業外費用		
支払利息	8,763	
売上割引	91,992	
その他の	439	
経常利益		702,337
特別利益		452
固定資産売却益	452	
特別損失		38
固定資産除売却損	38	
税金等調整前当期純利益		702,751
法人税、住民税及び事業税		320,087
法人税等調整額		△81,302
当期純利益		463,966
親会社株主に帰属する当期純利益		463,966

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月16日から
平成29年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,898,643	836,249	2,722,057	△2,306	5,454,644
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△187,142	—	△187,142
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	463,966	—	463,966
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△436	△436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	276,824	△436	276,387
当 期 末 残 高	1,898,643	836,249	2,998,881	△2,742	5,731,032

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	107,780	△16,288	2,262,328	2,353,820	7,808,464
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△187,142
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	463,966
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32,650	26,926	54,771	114,349	114,349
当 期 変 動 額 合 計	32,650	26,926	54,771	114,349	390,737
当 期 末 残 高	140,431	10,638	2,317,100	2,468,170	8,199,202

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社スーパーツールＥＣＯ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

7年～50年

機械装置及び運搬具

5年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

Ⅰ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

Ⅱ．ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

Ⅲ．ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理を行っている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

V. その他

リスク管理の運営担当部署は当社経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、当社取締役会の報告又は承認を必要としております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結計算書類に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	257,456千円
機械装置及び運搬具	184,572
土地	4,088,201
計	4,530,230

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	138,720千円
長期借入金	262,695
計	401,415

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,102,742千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	7,089千円
機械装置及び運搬具	17,411
計	24,500

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月15日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,826,226千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	10,405,480	—	—	10,405,480

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	8,700	1,019	—	9,719

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月3日 定時株主総会	普通株式	93,571	9.00	平成28年3月15日	平成28年6月6日
平成28年10月17日 取締役会	普通株式	93,571	9.00	平成28年9月15日	平成28年11月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年6月9日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	93,561	9.00	平成29年3月15日	平成29年6月12日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画により必要に応じて主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。リスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法 IV. ヘッジ有効性評価の方法」をご参照下さい。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、四半期ごとに時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照下さい。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,585,315	2,585,315	—
(2) 受取手形及び売掛金	917,999	917,999	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	315,712	315,712	—
資産計	3,819,027	3,819,027	—
(1) 支払手形及び買掛金	634,826	634,826	—
(2) 未払金	237,986	237,986	—
(3) 未払法人税等	203,361	203,361	—
(4) 長期借入金（※）	1,147,153	1,136,878	△10,274
負債計	2,223,327	2,213,053	△10,274
デリバティブ取引	15,657	15,657	—

（※） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（後記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（前記「(5) 長期借入金」参照）。為替予約取引につきましては、金融機関から提示された時価情報を基に算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	3,226
割引金融債（＊）	49,860

＊上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,585,315	—	—	—
受取手形及び売掛金	917,999	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの （債券）	—	50,000	—	—
合計	3,503,314	50,000	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	314,112	236,818	173,023	130,700	75,000	217,500

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 788円71銭
- 1株当たり当期純利益 44円63銭

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。当社の退職一時金の一部は、当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。なお、連結子会社は、退職給付制度を採用しておりません。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	140,906千円
退職給付費用	33,481
退職給付の支払額	△3,000
制度への拠出額	△5,425
退職給付に係る負債の期末残高	165,963

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	252,678千円
年金資産	△86,715
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	165,963

退職給付に係る負債	165,963千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	165,963

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 33,481千円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日にそれぞれ国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月16日に開始する連結会計年度及び平成30年3月16日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.9%に、平成31年3月16日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.6%に変更となります。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債が54,771千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が8,239千円減少し、法人税等調整額(貸方)が4,759千円、土地再評価差額金が54,771千円、その他有価証券評価差額金が3,319千円、繰延ヘッジ損益が161千円増加しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,985,197	流 動 負 債	1,074,207
現 金 及 び 預 金	2,260,471	支 払 手 形	185,163
受 取 手 形	132,409	買 掛 金	115,358
売 掛 金	560,445	1年内返済予定の長期借入金	280,788
製 品	1,167,213	未 払 金	220,592
仕 掛 品	604,306	未 払 費 用	11,757
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	218,511	未 払 法 人 税 等	203,361
前 払 渡 金	8,040	預 り	74
前 払 費 用	12,725	前 受 金	3,347
繰 延 税 金 資 産	7,110	前 受 収 益	76
短 期 貸 付 金	760	賞 与 引 当 金	53,200
そ の 他	13,203	そ の 他	488
固 定 資 産	6,160,824	固 定 負 債	2,193,689
有 形 固 定 資 産	5,690,137	長 期 借 入 金	788,581
建 物	539,610	長 期 未 払 金	50,529
構 築 物	16,072	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
機 械 及 び 装 置	989,563	退 職 給 付 引 当 金	165,963
車 両 運 搬 具	24,029	繰 延 税 金 負 債	165,982
工 具、器 具 及 び 備 品	28,776	負 債 合 計	3,267,896
土 地	4,088,246	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	3,839	株 主 資 本	5,412,638
無 形 固 定 資 産	11,225	資 本 金	1,898,643
特 許 権	125	資 本 剰 余 金	836,249
ソ フ ト ウ ェ ア	6,547	資 本 準 備 金	725,266
電 話 加 入 権	4,553	そ の 他 資 本 剰 余 金	110,982
投 資 そ の 他 の 資 産	459,461	利 益 剰 余 金	2,680,487
投 資 有 価 証 券	368,799	利 益 準 備 金	75,921
関 係 会 社 株 式	40,756	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,604,566
出 資 金	5,550	特 別 償 却 準 備 金	455,083
長 期 前 払 費 用	22,120	繰 越 利 益 剰 余 金	2,149,482
そ の 他	22,235	自 己 株 式	△2,742
		評価・換算差額等	2,465,487
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	140,431
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,956
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,317,100
		純 資 産 合 計	7,878,125
資 産 合 計	11,146,022	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,146,022

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年3月16日から
平成29年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,255,207
売 上 原 価		3,273,235
売 上 総 利 益		1,981,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,226,125
営 業 利 益		755,847
営 業 外 収 益		26,253
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,914	
そ の 他	13,338	
営 業 外 費 用		100,273
支 払 利 息	8,252	
売 上 割 引	91,992	
そ の 他	28	
経 常 利 益		681,827
特 別 利 益		452
固 定 資 産 売 却 益	452	
特 別 損 失		38
固 定 資 産 除 売 却 損	38	
税 引 前 当 期 純 利 益		682,241
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		293,773
法 人 税 等 調 整 額		△62,595
当 期 純 利 益		451,063

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年3月16日から
平成29年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,898,643	725,266	110,982	836,249
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
税率変更による積立金の調整額	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,898,643	725,266	110,982	836,249

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金						
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	75,921	540,962	1,799,682	2,416,566	△2,306	5,149,153	
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩	—	△95,963	95,963	—	—	—	
税率変更による積立金の調整額	—	10,085	△10,085	—	—	—	
剰 余 金 の 配 当	—	—	△187,142	△187,142	—	△187,142	
当 期 純 利 益	—	—	451,063	451,063	—	451,063	
自己株式の取得	—	—	—	—	△436	△436	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	
当 期 変 動 額 合 計		△85,878	349,799	263,921	△436	263,484	
当 期 末 残 高	75,921	455,083	2,149,482	2,680,487	△2,742	5,412,638	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	107,780	△6,695	2,262,328	2,363,413	7,512,566
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
税率変更による積立金の調整額	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△187,142
当 期 純 利 益	—	—	—	—	451,063
自己株式の取得	—	—	—	—	△436
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	32,650	14,651	54,771	102,074	102,074
当 期 変 動 額 合 計	32,650	14,651	54,771	102,074	365,559
当 期 末 残 高	140,431	7,956	2,317,100	2,465,487	7,878,125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 …… 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

構築物 7年～45年

機械及び装置 10年～17年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の残高に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b. ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理の運営担当部署は経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、取締役会の報告又は承認を必要としております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

企業結合に関する会計基準等の適用については、連結注記表「会計方針の変更」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	241,384千円
構築物	16,072
機械及び装置	184,572
土地	4,088,201
計	4,530,230

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	138,720千円
長期借入金	262,695
計	401,415

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,077,369千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	7,088千円
機械及び装置	17,411
計	24,500

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月15日

再評価を行った土地の当事業年度末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,826,226$ 千円

5. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。

株式会社スーパーツールECO 91,624千円

6. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 1,145千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引以外の取引

11,285千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	8,700	1,019	—	9,719

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 千円

棚卸資産	17,497
未払金	5,792
未払事業税	12,787
賞与引当金	16,417
退職給付引当金	50,842
投資有価証券	1,634
長期未払金	15,472
関係会社株式評価損	11,281
その他	5,759
小計	137,485
評価性引当金	△28,991
繰延税金資産の合計	108,494

繰延税金負債 千円

特別償却準備金	△201,837
その他有価証券評価差額金	△61,977
繰延ヘッジ損益	△3,551
繰延税金負債の合計	△267,366
繰延税金負債の純額	△158,871

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日にそれぞれ国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月16日に開始する事業年度及び平成30年3月16日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.9%に、平成31年3月16日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.6%に変更となります。

この税率変更により、再評価に係る繰延税金負債が54,771千円、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が8,239千円減少し、法人税等調整額（貸方）が4,759千円、土地再評価差額金が54,771千円、その他有価証券評価差額金が3,319千円、繰延ヘッジ損益が161千円増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社スーパーツールECO	所有 直接100.0%	役員の兼任	債務保証 (注1) 資金の貸付 回収 (注2)	92,869 1,235,000	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社スーパーツールECOに対する債務保証については、銀行からの借入金等に対して債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

(注2) 貸付金に係る利率については、市場金利を勘案し、決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

- 1株当たり純資産額 757円82銭
- 1株当たり当期純利益 43円39銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月24日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スーパーツールの平成28年3月16日から平成29年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパーツール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 4月24日

株式会社スーパーツール

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーツールの平成28年3月16日から平成29年3月15日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月16日から平成29年3月15日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年4月25日

株式会社スーパーツール 監査役会

常勤監査役 篠 畑 雅 光 ㊞

社外監査役 松 本 司 ㊞

社外監査役 田 中 豪 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額93,561,849円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月12日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は1株につき18円となります。

第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役吉川 明、木村 章、平野量夫の3氏は任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	ひらの かづ お 平 野 量 夫 (昭和42年1月11日生)	平成4年10月 中央新光監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成17年1月 平野公認会計士事務所開設 平成17年2月 税理士登録 平成25年5月 当社入社 経理部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 平成27年6月 当社常務取締役管理本部長 平成28年6月 当社常務取締役管理本部長兼社長室長 現在に至る	10,000株
2	きむら あきら 木 村 章 (昭和23年5月6日生)	昭和42年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役執行役員西部統括部長兼大阪支店長 平成23年4月 当社取締役上席執行役員西部統括部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る	18,000株

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査役のうち2名は社外の独立役員であり、経営監視機能の客観性及び公正性は確保されております。各監査役は、法令、会計及びコーポレート・ガバナンスに関して、財務及び会計あるいは企業法務に関する専門的な知識及び経験等を活かして、業務の適法性を監査しております。また、当社グループの事業の特殊性、独自性への見識を伴わず経営判断を行うことは、収益性の向上に関する監視機能、迅速な意思決定においてかえって支障を及ぼす可能性があります。
- 以上を勘案し、現時点ではコーポレート・ガバナンスのための機能として社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松本 司氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつもと つかし 松本 司 (昭和27年9月4日生)	昭和59年4月 弁護士登録 平成元年4月 弁理士登録 平成14年8月 当社顧問弁護士 平成21年6月 当社監査役 現在に至る	— 株

- (注) 1. 候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者松本 司氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者松本 司氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また経営に関する高い見識を有しております。以上から、同氏は過去経営に関与した経験はないものの、当社社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 松本 司氏が本議案において選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第4号議案

退任取締役に対する特別功労金支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任する吉川 明氏に対し、その功労に報いるため、特別功労金を支給することをお願いするものです。

吉川 明氏は、昭和62年9月に当社代表取締役社長就任以来、安定した経営を実現し、平成16年12月にはJASDAQ市場への株式上場など、29年間の長きにわたる多大な尽力により当社グループ発展に大きな貢献をされました。また、リーマンショックや東日本大震災等の危機的状況を乗り越え、環境関連事業を新たな柱とするなど現在の当社の経営基盤を築き上げました。

つきましては、在任中の功労に報いるため、平成20年6月10日開催の第48回定時株主総会においてご承認をいただいた役員退職慰労金制度廃止に伴い、打ち切り支給いたします役員退職慰労金とは別に、35,000,000円を支給したいと存じます。なお、その支給の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

吉川 明氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略歴
よし かわ 吉 川 あきら 明	昭和38年7月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 昭和59年6月 当社専務取締役 昭和62年9月 当社代表取締役社長（現任）

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
3階 「利休」
電話 072-224-1121

交 通 南海本線 「堺駅」 西口 徒歩3分
※堺駅西口からホテル・アゴーラ リージェンシー堺2階への
連絡通路があります。

